

MUFG BK Global Business Insight

Asia & Oceania

三菱UFJ銀行 国際業務部

January 31, 2020

I. ミャンマー新商標法と既存商標の保護について

TMI 総合法律事務所ヤンゴンオフィス
パートナー弁理士 佐藤 俊司
パートナー弁護士（ヤンゴン駐在） 甲斐 史朗

II. シンガポールの個人情報保護法（PDPA）について

フェアコンサルティング シンガポール
マネージャー 道中 泰雄

III. インドネシア新会計基準について

フェアコンサルティング インドネシア 有馬 一平

IV. コワーキングスペースを活用する

オリザベトナム株式会社
代表取締役 中安 昭人

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

I. ミャンマー新商標法と既存商標の保護について

2019年1月30日に、ミャンマー商標法（以下、「新商標法」といいます。）が成立しました。これまで、ミャンマーでは商標法が存在しない状態でしたが、新商標法に基づき、商標の登録が開始されます。

現状では、新商標法はまだ施行されておらず、施行は2020年後半であるといわれており、同時に知的財産庁（以下、知財庁）が発足します。それに先立ち、2020年前半から、知財庁がソフトオープンし、商標の優先登録出願が開始されます。

ミャンマーの商標に関し、今後、いかなる対応を採る必要があるか、以下説明します。

現状の商標権保護

ミャンマーでは、現状では商標法が存在しないことから、商標法に基づく商標登録は存在しません。

しかしながら、そのような状況の下でも、主として以下の方法で商標の保護が行われてきました。法律事務所等に依頼して、ミャンマーで商標登録を行う場合、以下の1)及び2)の方法を3年ごとに行うのが一般的です。

1) 登録法（Registration Act）に基づく登録所（Registration Office）での登録

登録法に基づいて、農業灌漑省管轄の登録所で、商標の「登録」を行う方法です。

具体的には、商標と、使用する商品・サービスの分類等を記載した書面について、登録官の認証を受けます。

この方法は、「登録」という名前はついていますが、日本や他の国で見られるような商標の登録とは異なります。

すなわち、この方法では、商標を使用する客観的意思を示す書類が、登録官により認証されますが、誰が、どのような商標を「登録」しているかの情報を一元的に管理することは行われておらず、これを登録情報から知ることはできません。この登録法に基づく「登録」は、イメージとしては、日本の公証役場での文書の公証と類似するといえるでしょう。

2) 新聞広告の掲載による商標警告（Trademark Caution）

上記の登録法に基づいて登録した商標について、使用する区分とともに、Global New Light of Myanmar や、Myanmar Times 等の現地の全国紙に掲載します。

この新聞への商標警告の掲載は、ミャンマーでの慣習として長年行われていますが、英国法系のコモン・ローで採用されている商標権の使用主義（商標が保護される根拠を、使用事実を求める）を前提に、広告掲載により、商標使用の意思を客観的に明らかにしていると説明されるのが一般です。

TRADEMARK CAUTION

NOTICE is hereby given that **TMI Associates Services Co., Ltd.**, a company incorporated under the Myanmar Companies Law, situated at # 105, Prime Hill Business Square, No. (60), Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township, Yangon, Myanmar is the owner and sole proprietor of the following service mark:



Reg. No. 4/1772/2013, 4/13212/2018

The above service mark is used in respect of -

Int'l Class 45: "Designated Services, Legal Services and Legal Consultation Services".

Any imitation, any deceptive-similar mark or any fraudulent action shall be dealt with the existing Laws of Myanmar.

TMI Associates Services Co., Ltd.

#105, Prime Hill Business Square,
No.60, Shwe Dagon Pagoda Road,
Dagon Township, Yangon, Myanmar.

Tel: +95(1)255 047, +95(1)381 101

Fax: +95(1)255 048

Date: 25th January, 2019

Myanmar Times(2019年1月25日版)

新商標法の下での出願・登録手続は必須

新商標法 93 条 (a) は、「本法の発効前に有効であった登録法に従って証書登記所において登録された標章の権利者、又は連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行うものとする」と規定しています。

すなわち、上記の登録法に基づく登録を行っている場合でも、新商標法施行後に商標権を主張するためには、改めて新商標法に基づく出願・登録が必須となります。

既に上記の 1) 登録法に基づく登録所での登録、2) 新聞広告の掲載による商標警告を行っている場合でも、新商標法に基づく出願・登録を行わなければ、商標権を主張できなくなりますので、注意が必要です。

新商標法の登録（通常の登録と優先登録）

上記の新商標法の登録については、原則として、2020 年後半の新商標法の正式運用開始後に、先に登録した者が優先します。

しかしながら、既に商標を使用している商標権者を保護するために、優先登録期間が設けられています。優先登録が認められる場合、その申請は、新商標法の正式運用後の申請よりも優先します。優先登録の概要は、以下の通りです。

(1) 優先登録の出願受付期間

優先登録の出願受付期間は、知財庁のソフトオープン（2020 年初頭）から新商標法の正式運用までの6カ月間とされています。

優先登録の出願を行う場合には、この期間内に必要書類を添付して、出願を行う必要があります。

(2) 優先登録の要件

優先登録の出願を行うためには、優先登録の開始時（知財庁のソフトオープン時）以前に、商標を使用していた証拠を添付する必要があります。

すなわち、優先登録の要件として、ミャンマーにおける実際の使用（actual use）が必要とされます（商標法第93条（b））。かかる「実際の使用」の証拠は、日付の分かる書面が必要です。例えば、日付が客観的に分かる新聞の広告などが考えられます。

また、上記の1) 登録法に基づく登録及び2) 新聞広告の掲載による商標警告も、優先登録出願の際に証拠力の高い証拠になると思われます。

そのため、既に1) 登録法に基づく登録及び2) 新聞広告の掲載による商標警告を行っている場合、その写しを添付して、優先登録の出願を行うことができます。

他方で、まだ1) 登録法に基づく登録及び2) 新聞広告の掲載による商標警告を行っていない場合、優先登録の出願に先立って、これを行う必要があります。

優先登録の開始前に実際に証拠を使用していたか否かは、さまざまな証拠の総合評価となります。

そのため、定型文言である2) 新聞広告の掲載による商標警告（上記の写真のとおり、定型文言を使用）のほか、実際に消費者へのアピールを目的とした新聞広告や、商標を使った請求書、レシート、カタログ、広告物等もなるべく多く集めることが望ましいといえます。とりわけ、商標を実際に使用している事実を立証するという点では、実際に消費者へのアピールを目的とした新聞広告は効果が大きいと思われる。

これらの証拠の収集に際しては、使用の日付が確定できるものである必要があります。とりわけ、新聞広告等は、日付が確定できる点において証拠としての力が強いといえるでしょう。

なお、優先登録開始後（知財庁のソフトオープン後）の証拠は、優先登録の証拠としては、認められません。そのため、1) 登録法に基づく登録及び 2) 新聞広告の掲載による商標警告を行っていないにもかかわらず、優先登録の出願を企図される場合には、優先登録開始（知財庁のソフトオープン）までに、1) 登録法に基づく登録及び 2) 新聞広告の掲載による商標警告を完了しておく必要があります。

加えて、優先登録開始（知財庁のソフトオープン）までに、なるべく多くの実際の使用の証拠を集めておくことが望ましいのは、上記のとおりです。

記事提供：TMI 総合法律事務所 ヤンゴンオフィス
パートナー弁理士 佐藤 俊司
パートナー弁護士（ヤンゴン駐在） 甲斐 史朗

（2020年1月9日作成）

Ⅱ. シンガポールの個人情報保護法（PDPA）について

概要

シンガポールには、PDPA と呼ばれる個人情報保護法が定められています。違反の場合、S\$10,000 以下の罰金や禁固刑だけではなく、インターネット上に違反した企業名、内容、罰金の額などが公表されます。シンガポール政府は他のアセアン諸国と比べて、積極的に違反を摘発しており、個人情報保護法のコンプライアンスについて企業は慎重に対応する必要があります。

1. 適用対象

PDPA（PERSONAL DATA PROTECTION ACT 2012、以下 PDPA）は事業者（Organization）に適用されます。ここでいう事業者にはシンガポールで事業を行う個人・シンガポール法人・外国法人が幅広く含まれます。日本の個人情報保護法のような取り扱い個人情報数による適用除外は定められておらず、シンガポールで事業を行うほぼ全ての日系企業に PDPA は適用されることとなります。

2. 個人情報の範囲

PDPA において個人情報（Personal Data）とは、その真偽を問わず、個人を特定できる情報またはその情報と事業者が保有もしくはアクセス可能な情報と合わせて個人を特定できる情報と定義されており、非常に幅広い情報が個人情報に該当することとなります。

3. 事業者課される義務

PDPA が適用される事業者が個人情報を保有する場合、事業者はいくつかの義務・制約に服することとなります。主な義務・制約は下記の通りです。

・同意取得義務

事業者は個人から得た同意の範囲でのみ、個人情報の収集、使用または開示が可能であり、個人情報の収集、使用または開示を行う場合、個人からの同意の取得が義務付けられる。

・通知義務

事業者は個人に対して、個人情報を収集する際またはその前に、個人情報の利用目的を通知しなければならない。また、個人情報の使用・開示の際に別の目的がある場合には、使用・開示前に、その目的を通知しなければならない。

・保護義務

事業者は所有・管理する個人情報を保護するために、必要なセキュリティ対策を講じなければならない。

・国外移転の際に講ずべき措置

収集した個人情報は原則としてシンガポール国外に移転することができず、適法に移転するためには、移転先においても PDPA と同水準の個人情報の保護が図られるなど、ガイドライン所定の事項を順守

しなければならない。

シンガポールで事業を行う場合、原則として PDPA のコンプライアンスを果たす必要がありますが、事業者課される義務は幅広いものとなっています。ただし、実際に摘発されている事例には一定の傾向があり、個人情報法保護委員会（Personal Data Protection Commission）Web サイトの 2019 年での公開摘発事例では、8 割を超えるケースにおいて保護義務（セキュリティ対策）違反が指摘されており、個人情報のセキュリティ体制の構築が、PDPA コンプライアンス上で重要な課題であると言えます。また、必ずしも流出情報数が多くないケースにおいても、日系企業を含めて摘発事例が見受けられますので、取り扱い個人情報の数に関わらず、PDPA のコンプライアンスへの対応が望まれます。

記事提供：フェアコンサルティング シンガポール
マネージャー 道中 泰雄

(2019 年 12 月 18 日作成)

Ⅲ. インドネシア新会計基準について

インドネシア会計基準 (PSAK) は、インドネシア会計士協会が作成している会計基準ですが、国際財務報告基準 (IFRS) をベースに、それをほぼそのままインドネシア語に翻訳する形で作られています。2020年1月に新たに3つのPSAKが施行されますが、これも近年施行されたIFRSをベースに作られており、概要はIFRSと同じになります。新基準はそれぞれ、金融商品会計基準 (PSAK 71)、収益認識基準 (PSAK 72)、リース基準 (PSAK 73) で、日本のIFRS適用会社において先行導入時に細かい検討を要した論点もあります。今回、これら3つの新基準の概要を解説します。

PSAK 71 金融商品

当基準はIFRS 9をベースにしており、金融資産の評価の分類や貸倒引当金の考え方を整理し直しています。

金融資産の評価の分類は、旧基準のPSAK 55においては日本基準とほぼ同様でした。すなわち、金融資産をトレーディング、満期保有、売却可能という保有目的に分けてそれぞれの区分ごとに評価方法が決められていました。

新基準では、全ての金融資産は、原則として、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて分類されることとなります。すなわち、(1) 償却原価区分、(2) 公正価値で測定して価値の変動をその他の包括利益に計上する区分 (FVTOCI)、または (3) 公正価値で測定して価値の変動を純損益に計上する区分 (FVTPL) のいずれかに分類されます。

日系の海外現法で、あまり複雑な金融資産を持っているケースは想定されませんが、例えば持合株式を持っている場合、以下のような影響があります。すなわち、旧基準では売却可能金融資産として公正価値評価し、価値の変動をその他包括利益に計上していましたが、新基準では上述の (2) FVTOCI もしくは (3) FVTPL を選択して評価することが必要になります。

また、新基準では貸倒引当金の算定モデルが変わります。これまでの旧基準は発生損失モデルという考え方であり、過去の事象や実績を利用するものでした。例えば、将来損失が発生する可能性が極めて高いと予想される状況においても、その損失が将来発生する事象 (未発生事象) の結果として生じるものであれば、貸倒引当金の計上は認められませんでした。

これが今度は予想信用損失モデルというものになり、債権の評価にはより将来的な情報の活用が必要になります。発生損失モデルのような信用毀損の発生の有無を待つのではなく、将来に関する情報を考慮してより早く損失を認識することが必要になります。ただし、多くの事業会社にとっては保有する債権は営業サイクルの中で回している比較的短期の債権であり、この部分の評価に大きな影響は想定されません。

SAK 72 収益認識

当基準は IFRS 15 をベースにしています。これまで旧基準の PSAK 23（財・サービスの販売、ロイヤルティ）や PSAK 34（工事契約）で別々に定められていた収益認識基準を統合し、顧客との契約から生じる収益という切り口で、包括的な会計基準としてまとめ上げていました。

新基準では、収益を認識するまでのステップを5つに分けています。

ステップ1	顧客との契約を識別する
ステップ2	契約における履行義務を識別する
ステップ3	取引価格を算定する
ステップ4	取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5	履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

出所：各種資料を基に筆者作成。

まず顧客との契約を識別し、契約において約束した財・サービスの引き渡し・提供義務を把握します。次に取引価格をこの識別した「約束」ごとに配分します。最後にこの義務がどの時点で完了するのか検討し、その時点で収益を計上します。

例えば、ある機械装置の販売契約で装置本体の引き渡しとは別に3年間の保守契約が付随している場合を考えてみましょう。この場合、装置本体の引き渡し義務の他に、保守という義務が存在することになります。取引価格をこの両方の義務に配分し、装置本体価格は引き渡し時に収益計上し、保守契約は3年間にわたって期間配分して収益計上するということが想定されます。このようなケースは単純ですが、ひとつの契約上で履行義務が多数ある場合、そしてその義務ごとの取引価格が明示されていない場合、それぞれの履行義務ごとに取引価格を見積って配分せねばならず、手間がかかります。

PSAK 73 リース

当基準は IFRS 16 をベースにしており、旧基準の PSAK 30 を置き換える形で導入されます。旧基準では、「資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが借手に移転したか」という総合的な実態判断をもって、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれかに分類して会計処理を行っていました。

ファイナンス・リースの場合は、自己所有の資産を分割購入した場合と同等と捉え、リース資産・リース負債を貸借対照表に計上し、リース資産の減価償却費や分割購入による利息費用の認識を通じて、リース費用を損益計算書上に認識しました。他方で、オペレーティング・リースの場合は単なる賃貸借とみなされ、リース料を損益計算書にて認識するのみでした。

新基準においては、このリースタイプによる会計処理の区別がなくなります。リースと判定されたものは原則として全てオンバランス処理、つまりは貸借対照表に使用権資産とリース負債の識別が必要となります。これまでのファイナンス・リースと同様に、使用権資産の減価償却とリース負債の分割返済による利息費用認識を通じて、リース費用が損益計算書上において認識されることとなります。

例外として、オフバランス処理が認められる場合があります。ひとつは短期リースで、リース期間が1年以内の取引になります。そしてもうひとつが少額リースです。これらは重要性の観点から例外処理としてのオフバランス処理、つまりはこれまでのオペレーティング・リースのような賃貸借処理が認められています。なお、少額リースの「少額」の定義はPSAK上にはありませんが、IFRS 16のBasis for Conclusion（結論の背景という、基準策定時の考慮事項を公開するもの）で5,000USドルという目安が示されたため、この金額をひとつの基準にする企業もあります。ただし、会社規模や業種によって重要性の基準値はまちまちであることから、この例外処理を運用するには自社で金額基準を決める必要があると思います。

借手の会計処理	旧基準	新基準
	PSAK 30	PSAK 73
オフバランス	オペレーティング・リース取引	短期あるいは少額リース取引
オンバランス	ファイナンス・リース取引	原則全てのリース取引

出所：各種資料を基に筆者作成。

いずれの新会計基準についても、監査人と自社の論点について早めに議論をしておく必要があります。特に、普段のオペレーションの段階で情報収集をしておかないと決算調整仕訳に入れられないものもあり留意が必要です。

記事提供：フェアコンサルティング インドネシア
有馬 一平

(2019年12月10日作成)

IV. コワーキングスペースを活用する

概要

ベトナムでも年々増えているコワーキングスペース。特定の業種の人だけではなく、一般企業でもいろんな場面での活用が可能だ。起業準備のために短期で滞在する際のベースとして、日本から出張する際の仕事場として、社員が一時的に増えた時の臨時オフィスとしてなど、自分の仕事に利用できるかどうか、一度、足を運んでみてはどうだろう。

●貸事務所よりも気軽に、カフェよりも快適な場所

近年、ベトナムに進出する企業で増えているのが中小企業とサービス業だ。これらの企業であれば「事務所は小さくても構わないから経費は安く抑えたい」というところもあるだろう。その時に選択肢の一つとして検討していただきたいのが「コワーキングスペース」(Co-working space)の活用だ。これは複数の人・会社が共同で使うオフィスのこと。コワーキングスペースに足を踏み入れると、机が並んでおり、一見、普通の会社のようにも見える。異なるのは、働いている人がそれぞれ違う会社に属している点だ。

コワーキングスペースという言葉が、日本で聞かれるようになったのは2010年代に入ってからだろう。ベトナムでもほぼ同時期にこの言葉を聞くようになったと記憶している。当初は「コワーキングスペースとは一部の業界の人たちが集まる場所で、私には縁がない」と思っていた。ところが一度試しに利用してみて考えを改めた。以来、30カ所近くのコワーキングスペースを経験し、その便利さを痛感している。

●賃貸オフィスよりも充実した設備

コワーキングスペースが、従来の賃貸オフィスと比べて優れているところは、まず、仕事をする上で必となる環境が用意されている点だ。パソコンを持ち込めば、今日からでも業務が始められる。自社1社だけで使う場合、購入にためらいを感じるプロジェクターやカラーレーザープリンターなど、高価なOA機器が備えつけられているのは、複数の会社が利用するコワーキングスペースならではの点だ。

多くのコワーキングスペースには、大きさの異なる複数の会議室がそろっているのも便利だ。たいいていホワイトボード、プロジェクターなどが備え付けられているので、自分で用意する必要はない。入口に簡単な接客スペースを設けているコワーキングスペースもある。

出張や視察、起業準備などのため短期で滞在中の人だと、ホテルの部屋やカフェで仕事をするという選択肢もある。しかしカフェで長居はしづらいし、うるさく、人目もある。また「会議用の資料ができたので、印刷して人数分コピーをとりたい」というような場合、それでは不便だ。しかしコワーキングスペースであれば、プリンター、コピー機などが備わっているので問題ない。

●利用は最短1日から

仕事面だけでなく、リラックスするための設備も充実している。無料のコーヒー、休憩用ソファセットなどを備えているのは普通で、スペース内に本格的なカフェが入っているところもある。ベトナムら

しいなと思ったのは、昼寝用のソファやロフト、さらには昼寝用の部屋を設けているコワーキングスペースもあることだ。

コワーキングスペースの中にある会議室やイベントスペースだけを利用することも可能だ。私自身、自社のオフィス内に会議室を持っていたころでも、参加者が多くて自社の会議室では手狭な場合や、重要な会議で気分を変えたい時などに、コワーキングスペースの会議室を使ったことがある。

利用期間の設定が柔軟なのも便利だ。私がよく利用するコワーキングスペースでは、1日利用が15万ドン（約700円）、1週間契約が50万ドン（約2340円）、1カ月契約が180万ドン（約8400円）と三つの利用形態が選べる。これは1人分の作業スペースの利用料金で、複合機、会議室などを使う際は別途料金が必要だ。

1カ月以上の契約をする場合は、自分専用のデスクを確保することも可能だ。文房具などを机の引き出しに入れておくことはできるが、個室ではないので管理責任は利用者個々人に委ねられる。同じコワーキングスペースで料金を比較すると、共有デスクの1カ月契約が180万ドンなのに対し、専用デスクは350万ドン（約1万6400円）と約2倍になる。

●一度、1日体験を利用してみよう

コワーキングスペースと一口に言っても、運営する会社によってサービス内容や雰囲気はかなり異なる。1日だけでも体験してみることをお勧めする。料金表では「月決め契約のみ」となっているところでも、「見学をしたいので」と頼めば1日だけ使わせてくれるところがほとんどだ。無料にしてくれるところもある。コワーキングスペースの予約サイトがあり、そこを経由して申し込むことで1日利用が可能になる場合もある。

コワーキングスペースビジネスは日本でも伸びているが、ベトナムでの伸びも著しい。「2018年から2019年までの1年間で64%増えた」というレポートもあるほどだ。この分野に進出する日系企業も出てきた。2017年には日系会計事務所のI-GLOCALが、2019年にはレオパレス21が、どちらもホーチミン市内にコワーキングスペースを開設している。

●コワーキングスペースに関する用語説明

最後に、コワーキングスペースに関して登場する用語の説明をしておこう。

まず「コワーキングスペース (Co-working Space)」と「シェアオフィス (Shared Office)」は何が違うのか。結論から言うと、ほぼ同じ意味だと考えていいだろう。

強いていうと、コワーキングスペースには「近い業種の人たちが一つのオフィスをシェアすることで、情報交換をし合ったり、一緒に仕事に取り組んだりする共同体」というニュアンスがあるのに対し、シェアオフィスは「共同体」的な意識は薄い傾向がある。もっとも、現状を見ると境界線はかなりあいまいで、どちらも「大部屋にある作業机を時間単位や月単位で使わせてくれるサービス」と認識しておけばいいだろう。本稿では「コワーキングスペース」という名称で統一した。

コワーキングスペースが個室ではないのに対し、個室を借りるのは「レンタルオフィス (Rental Office)」だ。部屋だけを借りて、机や椅子などの備品は自前で用意する。レンタルオフィスの中で、すでに仕事に必要な設備が整っているものを「サービスオフィス (Serviced Office)」という場合もある。単なるレンタルオフィスに比べると、サービスがついている分割高だ。

「ドロップイン (Drop In)」という言葉もよく出てくる。これはコワーキングスペースを1日だけ利用すること。業者によって名称が異なり、CirCO社では「デイリーパス (Daily Pass)」、Dreamplex社では「ホットデスク (Hot Desk)」、Toong社では「デイトリップパー (Day Tripper)」となっている。

「フリーアドレス (Free Address)」は「共有デスクを利用する」こと。利用時に空いているデスクを使う。自分専用のデスクが持てない分、利用料金が安くなる。「フレキシブルデスク (Flexible Desk)」「フリーデスク (Free Desk)」と呼ぶ会社もある。これに対し自分専用のデスクは「フィックスドデスク (Fixed Desk)」または「デディケイテッドデスク (Dedicated Desk)」だ。

コワーキングスペースの中には、「コワーキングスペース」と「レンタルオフィス (サービスオフィス)」の両方を提供しているところが多い。そこで前者のことを「シェアドワークスペース (Shared Workspace)」「コミューナルエリア (Communal Area)」と区別している業者もある。

Toong のコワーキングスペース



おしゃれなコワーキングスペースが多い。緑があふれ、リゾートみたいな作業スペースや設備の整ったイベントスペースもある

CirCO のコワーキングスペース



機能的な机が並ぶ。受付には無料で使える接客スペースもある

●資料：コワーキングスペースを運営している大手業者

CirCO

<https://circo.co/>

Dreamplex

<https://dreamplex.co/>

Hive

<https://thehive.com.vn/>

Toong

<https://toong.asia/>

UP

<https://www.up-co.vn/>

記事提供：オリザベトナム株式会社.

代表取締役 中安 昭人

(2019年11月9日作成)

(編集・発行) 三菱UFJ銀行 国際業務部
(照会先) 小澤 文月 塩山 翠里
(e-mail) : fumitsuki_ozawa@mufg.jp

本レポートのバックナンバーは、以下の URL からご覧いただけます。
http://www.bk.mufg.jp/houjin/kokusai_gaitame/report/index.html

～アンケート実施中～

(回答時間 : 10 秒。回答期限 : 2020 年 2 月 13 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6Aj3s>